

愛知県都市公園条例(昭和32年愛知県条例第22号)第8条の3第4項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間の利用について適用される熱田神宮公園の施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和3年3月17日

愛知県知事 大村 秀章



施設名	区分		単位	使用料の額	承認料金
				(単位:円)	(単位:円)
庭球場 使用料			1コート2時間につき	600	630
			1コート4時間につき	1,200	1,250
			1コート8時間につき	1,800	1,880
球技場 使用料	球技場	全部利用	2時間につき	1,600	1,680
			4時間につき	3,200	3,350
			8時間につき	4,900	5,030
		2分の1利用	2時間につき	1,200	1,260
			4時間につき	2,400	2,520
			8時間につき	3,700	3,770
	附属照明設備	全部利用	30分につき	5,000	5,240
		2分の1利用	30分につき	2,500	2,620
	野球場 使用料	野球場	全部利用	2時間につき	6,600
4時間につき				13,200	13,400
8時間につき				20,000	20,110
投球練習場のみの利用			1室2時間につき	400	420
			1室4時間につき	800	840
			1室8時間につき	1,200	1,250
会議室		2時間につき	1,800	1,880	
附属放送設備		2時間につき	700	730	